

浜松市勤労者生活資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市に居住する勤労者を対象に浜松市が静岡県労働金庫(以下「労働金庫」という。)と提携して実施する生活資金の貸付けについて、必要な事項を定める。

(協調融資)

第2条 浜松市は、この要綱に定める生活資金に充当するため、予算の範囲内の額を別途定める契約により労働金庫に貸付けするものとする。

2 前項の貸付金は、無利子とする。

3 労働金庫は、第1項の貸付金と二分の一の額を生活資金として協調融資するものとする。

(貸付対象者)

第3条 生活資金の貸付けを受けることができる者は、浜松市内に住所を有し、企業の事業主と雇用関係にある勤労者で、自己の生活費、医療費、自動車購入費等勤労者の健全な生活に資するための資金を必要としている者とする。ただし、雇用関係にある企業及び所属する労働組合に融資制度がない者に限る。

(貸付条件)

第4条 生活資金の貸付限度額、貸付利率及び保証料等は次のとおりとする。

(1) 貸付限度額は、1万円を単位として150万円以内とし、融資資金の貸付残高の範囲内とする。

(2) 償還期間は、5年以内とする。

(3) 生活資金の貸付利率は、労働金庫所定の利率とする。

(4) 市税を滞納していない者

(5) 生活資金の貸付けを受けようとする者は、一般社団法人日本労働者信用基金協会又は、一般財団法人静岡県勤労者信用基金協会等の信用保証を付するものとする。この場合における保証料は、各保証機関の定めるところによる。

(償還方法)

第5条 貸付けを受けた生活資金の償還方法は、元金均等又は元利均等の月賦償還、月賦・半年賦併用償還とする。

(連帯保証人)

第6条 労働金庫は、労働金庫の貸付金に係る債務につき連帯保証人を要しないものとする。ただし、労働金庫が貸付額、貸付事由等により必要と認めるときは、資金を借受けようとする者は債務につき連帯して履行の責めに任ずる保証人をたてなければならない。

2 前項の保証人の資格は、債務者の債務を代位弁済できる能力を有する者とする。

(担保の提供)

第7条 労働金庫は、貸付金に係る担保を徴しないものとする。ただし、労働金庫は労働金庫の貸付金に係る債務の保全上必要があると認めるときは、資金を借受けようとする者に対し、担保の提供を求めることができる。

2 資金を借受けようとする者は、前項の規定により担保の提供を求められたときは、直ちにこれを提供しなければならない。

(貸付業務)

第8条 この要綱に基づく生活資金の貸付業務は、労働金庫が行うものとする。

(貸付けの申込み)

第9条 貸付けを受けようとする者は、労働金庫所定の貸付けに必要な書類を労働金庫に提出し申し込むものとする。

(貸付けの決定)

第10条 労働金庫は、前条の規定により申し込みがあったときは、労働金庫の審査を経て、貸付けする者を決定しなければならない。

(報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときには、労働金庫から報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この制度の運営について必要な事項は、浜松市が労働金庫と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。